

令和2年度 本部・各施設事業計画書

経営理念

1. わが法人は、『自由』『共生』『博愛』を基本理念とし、利用者一人ひとりに、地域・経済社会への参加と自立した生活をめざしたライフステージを提供し、悠生で安心できるくらしを追及します。
2. 各事業が提供する福祉サービスは、利用者及びその家族、ならびに地域住民の期待とニーズに合致した適正かつ質の高いサービスを提供し、もって地域福祉の向上に寄与します。
3. 民間社会福祉法人として、健全かつ活力ある経営に努めるとともに、先駆性・独自性を発揮し、社会福祉に貢献します。

福祉サービス方針

1. 役職員は高い志しや倫理観をもって利用者に相對します。
 - ☆一人ひとりを大切に考え支援を行います
 - ☆法令順守の管理体制を堅持します
 - ☆主体性を尊重して共感に基づく取り組みをします
 - ☆差別撤廃や人権擁護の立場で行動します
 - ☆苦情等の申出には誠意をもって解決を図ります
 - ☆家族等からの安心と信頼を得られるよう努めます
2. 組織が持つ機能を提供します。
 - ☆社会一般の生活と隔たりのない暮らしを提供します
 - ☆安全で快適な施設・環境をつくります
 - ☆サービス利用にあたっては誠意をもって相談支援を行います
 - ☆公益性を図り、利用者、家族、地域等との共生・共栄の社会づくりを目指します

はじめに

1. 事業計画の基本的考え方

国の障がい福祉施策の現状は、障がい者の自立支援や、地域生活支援などを重点的に、共生型サービス、地域生活支援拠点、就労定着支援、発達障害者支援等の各サービスに基づいた基準や報酬改定などの整備が行われてきました。また障がい者の高齢化への対応については、引き続き施設入所者の地域生活移行を推進することを基本としながら、地域生活拠点の整備や介護保険サービスとの併用による「共生型」介護サービス等の方向を示しています。当法人では、高齢障がい者の入所支援を中心とした事業を実施してきましたが、国の方針を見据えた新たな役割の再確認と、今後の方向を早急に検討して長期ビジョンを立案しなければならない時期にきていると考えます。

2019年度は3月に示された障害福祉サービス等報酬改定や、国の「働き方改革推進」等の方針に添って、法人内の体制を整備してきましたが、2020年度も、引き続き社会福祉法人としての新たな使命の遂行と各悠生寮の安定的な運営を進めていきます。

2. 令和2（2020）年度本部・各寮の事業計画の骨子と予算編成の基本

令和2年度は、法人及び各寮の第2期中期計画の最終年となります。仕上げの年であり第3期計画を立案する時期でもあります。昨年度発足した「法人のあり方研究会」の活動を活発化して、法人の理念や基本方針に添った現状の再確認、新たなビジョン構築に向けた計画に反映させていきます。

社会法人制度改革により、今まで以上に法人の社会的な役割が求められておりますが、その中でも各悠生寮においては、「拠点区分運営協議会」活動の充実と、地域における広域的なニーズや立地条件に適応した地域貢献的な責務について、引き続き各寮の事業計画において重要課題として取り組んで参ります。

各寮において新規利用者の減少や施設設備等の老朽化対策、職員の雇用確保などが、継続的な課題となっています。現事業体制を見直す中で、安定的経営に向けての工夫（職員配置の変更や、定員の変更等）をしておりますが、今後、「法人のあり方研究会」を通じても検討を重ねていきます。雇用確保については、ここ2年程続けてきた雇用対策が効果を上げてきており引き続き実施していきます。

2019年度において、働き方改革や、10月からの消費増税への対応、介護職員等特定処遇改善加算への対応等、国の施策に添って法人内の体制を整えてきましたが、今後も見直しをしながら、継続・安定的な運営に努めます。

昨年発生した一部寮のインフルエンザ集団罹患や、ここ数年続いている台風などの自然災害による被害もあり、各寮においても一層の防災、感染症対策が重要となって来ています。また、現在、世界的に最大の脅威となりつつある新型コロナウイルス感染のリスクが増大しています。法人・各寮においても、今まで以上のスタンダードプリコーション（標準予防策）の徹底が必要ですが、今回のコロナショックが、消費増税の影響と共に、今後世界や日本経済への悪化につながる懸念が増しています。これから施設経営の面でもどう影響していくのか、それに対してどう対応していくかが課題となります。

予算編成においては、基本的に前年度示された国の報酬改定に添って、各寮計画案の経営目標等参考に予算編成します。令和元年度予算執行状況も加味して、まずは現状実績ベースで積算した上で、中期計画上の収支見込との比較検証をしながら各科目積算していきます。

本年度の基本方針

1. 支援サービスの向上

(1) 利用者の人としての尊厳を大切にする

- 1) 利用者一人ひとりを、かけがえのない存在として尊重し、虐待防止・権利を擁護するとともに、人としての尊厳が守られることを最優先する。
- 2) 利用者の意思や自主性を尊重する支援に配慮すると共に、常に利用者の立場に立って主体的に行動できるよう支援する。(研修等を通じて「意思決定支援」について学ぶ)
- 3) 職員は、コンプライアンス(法令等を遵守)することはもとより、利用者に対等な人間関係の確保に努める。
- 4) 利用者等からの苦情申し出を真摯に受けとめ、苦情解決を積極的に行う。
- 5) 利用者のプライバシー保護に努める。
- 6) 利用者への虐待や金銭的な不祥事を、絶対に起こさないよう法人としての強い意思を示し、具体的体制(コンプライアンス等の強化)を再構築し職員に周知させる。

(2) 健康の維持増進

- 1) 各種健康診断のほか、疾病の予防と早期発見、早期治療に努める。特に感染症対策十分留意する。
- 2) 嘱託医や協力医療機関との連携、職員の医学的知識の習得を図る。
- 3) 機能訓練を始め、利用者に対応した摂食・嚥下の問題にも専門的な対応を図る。
- 4) 食生活の充実を図る。
- 5) 感染症対策を徹底する、特に新型コロナウイルス感染の脅威に備え、利用者職員と職員の健康を守るため、最大限のリスクマネジメントに努める。

(3) 老化対策

- 1) 利用者の老化傾向実態を把握し、一人ひとりに応じたリハビリの実施等老化防止に努める。
- 2) 利用者の老化の進行に即応した支援及び介助・介護等に努める。

(4) 豊かな暮らしの支援

- 1) 利用者の意向を最大限尊重した、暮らしの場を提供する事業運営を目指す。
- 2) 生活介護サービスのみの利用者にも、様々なサービスを提供し、より自立した生活ができるよう支援する。
- 3) 利用者が自立して地域生活を可能とするため、共同生活事業を実施し、適切なバックアップ体制を確立する。
- 4) 利用者が働くことを通じて、生き甲斐と喜びと誇りをもてるよう支援する。
- 5) 利用者の教養や趣味などを深めるための支援を通じて、潤いのある暮らしを目指す。
- 6) 高齢等により自立若しくは地域移行できない場合は、利用者及び家族等の意向を確認し、入所支援、生活介護事業等を通して生涯に亘る安心・安全な暮らしへの支援に努める。

(5) 利用者自治会への支援と協力

- 1) 利用者自治会が自主的に運営できるよう支援する。
- 2) 利用者自治会の意見を尊重し、施設運営が行われるよう配慮する。

(6) 家族とのつながり

- 1) 各施設の家族会及び悠生寮家族会連合会との連携を密にし、利用者・家族(身元引受人又は後見人)との課題を共有する。
- 2) 家族(家庭)と施設事業・行事等の交流をとおして連携を深める。

2. 施設運営の方針

- (1) 各寮の運営協議会の活動の充実を図るため、規則に則り協議会委員である利用者、家族の代表者、地域の代表者等への情報の提供を行うと共に、施設運営への理解と協力、助言、意見等聴取するものとする。
- (2) 施設運営については、継続的にPDCA（プラン・ドゥ・チェック・アクション）のサイクル体制に努め、また、国・県の障害福祉計画の基本方針や施策を注視しながら、経営の方向や判断に反映させる。
- (3) 社会福祉法人としてのガバナンスの強化や、経営情報の透明性の確保に留意する。各寮においても、適切な情報の受発信、公開と共有化に努めると共に「地域における公益的な取組」を計画し実施する。また、今後の状況によっては社会福祉充実計画（「地域公益事業」；社会福祉充実残額を保有している法人は、その財産を活用するための位置付け事業であるが、当法人としては、当面非該当。）の作成も視野に入れていく。
- (4) 限られている経営資源（施設、設備、人材、資金及び社会資源等）をより有効活用するため、地域社会・利用者のニーズを的確に把握し、地域との絆を深め、地域貢献など可能な事業の展開を図る。
- (5) 運営の基本文書である「職員行動規範」及び「福祉サービスマニュアル」に則り、委員会や研修会及び各寮の職員会等を通して皆が共有し、支援サービスの質の向上を図る。「福祉サービスマニュアル」は、随時見直しと整備をおこなう。
- (6) 新しく策定した第2期中期計画に基づき、経営の安定と障害者福祉サービスの質の向上を図る。
- (7) 法人及び各寮事業の現状把握と短期的な課題解決に向けての取り組みを行うと共に「法人のあり方研究会」の活動を活発化し、長期的なビジョンと方向性を検討していく。
- (8) 利用者・職員特定個人情報規程（マイナンバー制度）に基づき、安全管理運用に努める。

3. 施設整備

- (1) 利用者にとって、常に住み心地の良い住環境の整備、維持管理と危険防止に努める。
- (2) 第2期中期計画（最終年）に則り、利用者の老化や身体状況に応じた整備・設備の維持・管理・更新を図る。
- (3) 大規模な施設整備については、計画的、優先的に事業を推進する。
- (4) 第3期中期計画を立案し、次年度以降の施設整備計画を策定する。老朽化等にかかる大規模な改修や施設整備が必要とされる事例については将来的な構想を検討しながら適切な計画を策定し実行する。

4. 人材確保・育成・職員研修

- (1) 役職員の研修体制を確立し、経営、施設運営、支援サービスの向上に努める。
- (2) 職員の研修（必要な国家資格等取得含む）を重視し、職員の資質向上に努め、適正な人事配置を確立する。
- (3) OJTを主体とした職場内研修を推進し、組織の一員としてそれぞれの役割を果たせる人材の育成を図る。
- (4) 利用者のニーズに応えられる専門性（技能含む）と、グローバルな知識及び人間性を兼ね備えた職員の育成を図る。

- (5) 利用者への人権擁護や虐待防止の研修等を強化する。
- (6) 職員のハラスメント防止・メンタルヘルス体制を強化する。

5. 地域支援・交流

- (1) 在宅障がい者の支援として、日中活動系サービスの受入れや、短期入所・タイムケア等を積極的に行うと共に、指定特定相談支援事業者として、利用者相談支援の推進を図ります。
- (2) 各寮の相談支援事業について、見直しを行い、法人としての今後のあり方を検討する。
- (3) 各施設の所在する地域と積極的に交流すると共に、地域の一員としての役割を果たす。
- (4) 施設を可能な限り地域に開放し、必要な人材についても状況に応じて派遣し地域貢献を果たす。
- (5) 国の障がい者福祉の基本理念や施策を注視し、地域ニーズに出来るだけ応える体制を検討していく。

6. りんどう信濃会后援会との連携

- (1) 後援会の活動と組織強化に一定の役割を果たしていく。
- (2) 悠生寮家族会会員以外の障がい者を抱えている会員については、個別に意向聴取、情報の提供や相談支援業務等を行い、会員のニーズを把握し法人及び事業運営等に反映させる。

7. 悠生寮家族会連合会との連携

- (1) 悠生寮家族会連合会の活動や事業に対して法人として従前のとおり支援し協力を図っていく。
- (2) 利用者、家族会の意見や要望等が反映されるよう、拠点区分運営協議会等において利用者、家族からも意見等具申していただき、法人及び施設の運営に活かされる体制の構築と共に、一層の理解と協力や絆を深めていく。

8. 外部機関等との連携

- (1) 各障害保健福祉圏域の関係機関（基幹福祉事務所、市町村福祉事務所・福祉担当課及び総合支援センター）等と常に連携を保ち、障がい者の福祉サービス向上に向けて役割を果たしていく。
- (2) 長野県知的障がい福祉協会等の障がい者福祉団体との連携により、情報の確保、関係機関への意見の反映、職員の研修等を図る。
- (3) 西駒郷及び西駒郷保護者会、西駒郷協力会との連携を図る。

本年度の具体的な取組み

1. 経営及び施設事業

- (1) 2019年障害福祉報酬等改定に基づき、職員の処遇改善（福祉・介護職員等の特定処遇加算等）への対応や「働き方改革推進」に伴う、労務環境の整備を更に充実させる。
- (2) 最終年である、第2期中期計画を遂行するとともに、第3期中期計画を立案する。各寮の収支バランスを適正に管理し、合理化・節制等を図りつつ、経営安定の維持に向けた取り組みを年次的に実施するように、第3期中期計画策定に反映させる。
- (3) 法人及び各寮の現状を把握、分析し、短期の課題解決に努めるとともに、「法人のあり方研究

会」の活動を通じて、社会状況の変化、障がい福祉を取り巻く環境やニーズの変化を分析し、新たな法人や施設の在り方、将来ビジョンを検討していく。

- (4) 特に法人（施設）の使命として、「地域における公益的な取組の責務」が謳われていることから、各寮においては地域の福祉ニーズに応えられるような継続的・具体的な取組みを実施していく。
- (5) 引き続き、利用者の事故や職員の不祥事の再発防止と利用者の虐待防止に向けた取り組みや体制作りを強化する。

2. 施設整備（令和2年度に予定している各寮の主な施設整備関係）

(1) 駒ヶ根悠生寮

- ・作業棟トイレの改修(男女別化)と経年劣化のボイラーを更新する。
- ・管理棟各室のドアの更新とマスターキー化を実施する。

(2) 穂高悠生寮

- ・既存の地下灯油タンクの設置年限が令和4年と迫り、更新の工法や費用を法人を通じて多角的に研究しているが、収集した工法／費用見積もり等のデータにより、適切な手段／時期を決定して取り組む。
- ・大型給湯ボイラー／床暖房ボイラーの耐用年数が過ぎ、配管部分の不調／不備も頻回となっている。既存配管には課題が多く残っており、工法／費用見積もり等解決策を早急に詰めて取り組む。
- ・既存エアコン／暖房設備（本体・ひより・れんげ）の点検作業を行う。
- ・テレビアンテナの環境がデジタル化及び視聴放送拡大工事の必要があり、実施する。

(3) 喬木悠生寮

- ・消防法に基づきR2年度3月末が期限となる灯油地下タンクの更新を行う（法人と協議しつつ）

(4) はらむら悠生寮

- ・居室冷房設備の計画的整備。10部屋 ・非常用発電機（LPG）
- ・トイレの計画的改修（北女性・北男性・作業室前）
- ・本館壁紙の張替〔第3期(南棟)〕 ・排煙オペレーターの計画的修繕（10か所/28）
- ・受電環境を見直し、適正な受電量を整える。
- ・施設及びグループホームの点検を月1回行い、不具合や修繕箇所の早期発見に努め対処する。

(5) 須坂悠生寮

- ・初期施設設備の老朽化に伴う修繕・整備、入替えを実行。利用者居室LED交換により全館LED化を完了させる。トイレ洗面所、浴室他水回りの暮らしの快適性、利便性を向上。
- ・日常の保守点検を実施し、全職員が異常の早期発見と早期対応に努め経費削減に繋げる。
- ・夏場の安全対策、快適な居住環境整備に向け、利用者居室へのエアコン配備を完了させる。

3. 職員の確保・人材育成・研修等

(1) 職員の確保

- ・職員確保に向けた継続的な取り組みと計画的な職員配置に沿って早期に求人活動を開始。
- ・法人紹介のパンフレットの新規作成。前年度に引き続き、学生向けの就活雑誌への掲載、必要に応じて新聞等への求人広告の掲載、就職ガイダンスでのプレゼン用の動画作成等を行う。

(2) 職員の人材育成・職員研修等

- 職員のメンタルヘルス体制やハラスメント防止体制を充実させる。特にハラスメントは大きな社会問題となっており、ハラスメント防止法が今年度から実質義務化されることに伴い、当法人でも各寮に相談窓口を設置したり、ハラスメント防止研修を活発に行うなどの体制整備に努める。
- 離職を防ぐため、コミュニケーション作りに努め、より良い職場内の人間関係、チームワークの醸成や意識改革など組織的に取組む。また、中途採用者の処遇や指導についての体制づくりをおこなう。
- 人事考課制度の充実によって、職員のモチベーションを高め、組織への貢献やスキル向上を図り、メンタルヘルス不全や離職の防止に繋げる。
- 1年を通じ、計画的、効率的な研修計画を策定し実行する。「職員教育・研修規程」に沿って、OJT 及びOFFJT 研修を充実させ、職員のキャリアアップ、スキルアップに繋げる成果を上げる。#
- パソコン・スマホでいつでもどこでも視聴できる、障害者支援施設向けオンライン職員研修システム（eラーニング）を導入し、動画配信によって業務中短時間の研修を日常化する。#
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する法人の対応によって職員の資質向上とモチベーションアップに期待する。#
- 利用者への人権擁護や虐待防止の研修等を強化する。
- 業務の効率性や職員のワークライフバランスに配慮し、常時業務改善の意識と実行に努め業務の省力化に留意する。（国の働き方改革の準拠した労務環境の整備）

4. 相談支援事業の今後のあり方について

これまで各拠点事業所ごとに相談支援事業を実施してきたが、実務要件の厳格化、研修の長期化、要現任研修等の情勢変化もあり、相談支援業務の実務に関わり事業所の枠を超え、法人全体で考え対応する必要が生じてきています。またサービス等利用計画導入必須化開始から丸7年が経過する中、法人の各事業利用には相談支援が必須として関わる中、相談支援専門員の持つ情報やサービス利用時の見立て等の情報も大事になってきています。こうした中で、法人内の相談支援業務に携わる実務者が、しっかりと情報交換する中で、相談支援業務という間接業務部門で各拠点事業所を支えることが叶うよう、相談支援事業体制を見直し、必要によって、相談支援に関わる部を新設し、質の高い相談支援業務の事業展開が出来るよう、現状を把握し、これからの基本方針と目標を策定し、法人としての位置付け及び長期ビジョンへとつなげていきたい、と考えます。

5. 第三者評価制度の導入について

福祉サービスの質の向上を支援し、利用者本位の福祉サービスの実現を目指すことを目的とした、「福祉サービス第三者評価」制度は、当法人にとっても、導入の必要性は認識しながらも、労力や費用コストを考え躊躇してきましたが、時代の要請もあり、令和元年度から穂高悠生寮で先行して実施しました。令和2年度は、他の6寮も一斉に導入することにより、その効果を期待しています。

6. 本年度予算の基本

「事業計画の基本的考え方」記載のとおり、基本的には平成31年度障害福祉サービス等報酬改定に準拠し、前年度実績を基として最終年である第2期中期計画に沿った資金収支予算執行とし、経営の安定維持を図るような対応とします。補正予算について必要な事案が生じた場合、理事会において随時審議していきます。

令和2年度 駒ヶ根悠生寮 事業計画

本年度の基本方針と目標

駒ヶ根悠生寮は、令和2年度の法人基本方針に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

1. 施設入所事業においては、圏域での入所ニーズを把握しつつ対応していくが、現利用者の重度高齢化に鑑みて、個々の状態により個室対応を実施していく。
2. 生活介護事業においては、地域のニーズを把握しながら定員の確保を目指す。
3. 短期入所事業においては、圏域の地域生活支援拠点整備における緊急時の受入れを実施していく。
4. 共同生活事業においては、地域のニーズを把握しながら定員の確保を目指し、3ホールの適切なサービス提供及び運営に努める
5. 老朽化に伴う設備の修繕及び作業棟の給湯ボイラー更新等を第二期中期計画に則り実施していく。

具体的な取り組み

1. 支援サービスの向上

(1)利用者本位の福祉サービスに努める

- 1) サービス等利用計画に沿った個別支援計画を作成し、個々の暮らしに相応しい支援サービスと環境を整える。
- 2) 自己決定に困難を抱える利用者が、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、質の高いサービス提供をめざす。
- 3) 「福祉サービス第三者評価」を受審し、明確化された課題を改善していくことで、サービスの質の向上を図る。

(2)人権、権利擁護

- 1) 「職員行動規範」を遵守し、全職員が確固たる倫理観をもって利用者支援にあたる。
- 2) 権利擁護委員会を中心に、権利擁護、虐待防止への組織的な対策に取り組み、不適切支援ゼロをめざす。
- 3) 身体拘束対策委員会を中心に、グレーゾーンを含めた検証を実施し、身体拘束ゼロをめざす。
- 4) 利用者の学習会を開催し、権利意識の高揚を図る。

(3) 健康の維持と介護予防

1) 健康管理

- ・利用者個々の健康状態の把握に努めると共に、各種定期健診を実施し、疾病等の予防と早期発見・治療に努める。
- ・利用者自治会等の機会を通じて、保健及び栄養などに関する情報提供を行ない、その啓発を図る。
- ・PT(理学療法士)の指導によるリハビリと、協力歯科医療機関の協力による口腔衛生の充実を継続する。

2) 食生活

- ・食生活委員会を中心に、食の充実をとおして生活の潤いをめざす。
- ・調理業者との連携を図り、利用者の疾病や障がい等の個別ニーズに即応できる食事の提供に努める。

3) 感染症の予防

- ・感染症対策委員会を中心に、施設内の衛生管理と感染症の予防及び対策を継続的に実施する。

4) 介護予防

- ・利用者の心身機能を把握し、その維持・改善と環境調整を実施し、個々の生活機能レベルの向上に努める。
- ・利用者も職員も安心・安全な介護技術の習得に努める。

(4) 日中活動の充実

- 1) 生産活動及び創作活動等、日中活動の選択肢を増やし、個々のニーズに沿った活動の提供に努める。
- 2) 活動環境の整備と適切な活動支援が行える職員配置に努める。

(5) 危機管理体制の充実

1) 防災

- 様々な災害(火災・地震・水害・土砂崩落)を想定した訓練を実施する。
- 事業継続計画(BCP)の内容及び防災備品の更新を随時行い、有事の際に実効性のあるものとしていく。
- 地域との防災協定の見直しと近隣企業との応援体制の確立を目指す。

2) 事故防止

- 事故ヒヤリの検証を確実に実施し、再発防止に努める。
- リスクアセスメントや日常の危険予知の実施により職員各自の気づきや感性を高める。
- 簡易型ヒヤリハットを継続活用し、職員間の情報共有により事故防止に努める。

3) 防犯

- 利用者の生命・身体・心を守ることを最優先として、職員は自身の安全も守りつつ連携して防犯に努める。
- 不審者の侵入を想定した訓練を実施する。
- 地域住民及び家族・関係機関(市・警察・消防等)との関係づくりに努める。

(6) 苦情解決

- 1) 日常での要望に真摯に対応し、利用者満足度の向上に努める。
- 2) 職員は利用者の想いを積極的に代弁するよう努める。
- 3) 苦情解決第三者委員を招聘して、利用者へのきめ細かな聴き取りを実施する。
- 4) 利用者への苦情解決体制の学習会を継続実施する。

2. 施設運営の方針

(1) 中・長期的な施設運営について

- 1) 第2期中期計画(最終年)に則り、施設整備及び経営の安定化を図っていく。
- 2) 地域・利用者・家族会の代表者で組織する運営協議会において、事業計画及び予算・中期計画・地域貢献事業等について意見を聴取し、施設運営に反映させる。
- 3) 「法人あり方研究会」の検討結果を踏まえ、第3期中期計画を策定し、長期的な将来構想に向けてシミュレーションを行っていく。

(2) 経営安定化の具体的取り組み

- 1) 各事業、法令を遵守し適正な支援サービスを提供する。
- 2) 利用者欠員時の早期補充のため、関係機関及び他事業所等とのネットワーク作りに努める。
- 3) 日常から省エネ・節約に努める。

3. 施設整備

- (1) 寮舎内外の建物・設備等の保守管理に努めると共に、突発的な事態に対応できるように準備する。
- (2) 老朽化に伴う設備の修繕を行い、より快適な居住環境を整えていく。
- (3) 作業棟トイレの改修(男女別化)と経年劣化のボイラーを更新する。
- (4) 管理棟各室のドアの更新とマスターキー化を実施する。

4. 職員研修・人材育成

- (1) 利用者の介護ニーズに適切に対応するため、介護の知識・技術の向上研修を充実させる。
- (2) 精神障がい・発達障がい等について、更に理解を深めるための研修を充実させる。
- (3) 各福祉士の資格取得者は自己研鑽に努め、専門性の向上に努めると共に業務に反映させる。
- (4) 外部研修の受講者は、職場内での伝達研修を確実に実施し、現場の衆知となるよう努める。
- (5) 職員の安全及び健康の保持増進のため、安全衛生委員会を定期に開催すると共に、メンタルヘルス研修を実施する。
- (6) 職員のストレスチェックを実施し、労働環境の検証及び改善を図っていく。
- (7) ハラスメントのない健全な職場環境づくりを目指すと共に、「働き方改革」を推進する。

5. 地域支援・交流・相談支援事業

- (1) 共同生活事業部の組織運営を充実させる。
 - 1) クループホーム「はるか」及び「かしの木の家」の欠員補充と、世話人及び生活支援員の適正配置に努める。
 - 2) 「グループホーム「はるか」は、安全性の確認と利用者の意向と状況を把握しつつ継続していく。
 - 3) 昨年度、移譲を受けたグループホーム「かしの木の家」は、利用者の安心・安全・快適な生活の提供とスタッフ間の情報共有に努め、適切な運営に努める。
 - 4) 有事の際の本体バックアップ体制を強化していく。
- (2) 「短期入所事業」「タイムケア事業」の積極的な受入れに努めると共に、地域生活支援拠点整備における緊急時の受入れ体制を常に整備しておく。
- (3) 地域の資源としての当寮の位置づけを明確にすると共に、地域社会貢献に努める。
 - 1) 町4区第6自治組合の一員として役割(隣組長・会計)を果たしていくと共に、相互の行事をとおして交流を深める。
 - 2) 地域公益的事業として、「地域住民交流学習支援事業」を実施する。
 - 3) 市町村や地域の事業所・関係機関等（圏域自立支援協議会や障害者総合支援センターとの連携を図り、地域福祉に貢献する。
- (4) ボランティアとの交流を積極的に図り、新たな開拓につなげる。
- (5) 各種団体を積極的に受け入れ、利用者の暮らしに潤いが持てるようにする。
- (6) 指定特定相談支援事業所として、他事業所・機関との連携を密にして円滑な運営に努める。

6. 利用者家族・家族会との連携

- (1) 利用者支援に関して、日常的な家族への連絡及び定期通信を行ない、相互の理解を深める。
- (2) 家族会が円滑に活動できるよう連携を図る。
- (3) 家族職員交流懇談会を開催し、相互の情報交換と連携を深める。

7. 年間行事計画

月	行事内容	家族会行事・参加行事
4	・開寮記念日(4/1) ・お花見(4/1) ・春期ふれあい期間(4/29～5/6)	・家族会正副会長会(4/18) ・家族会総会(4/25)
5	・端午の節句 ・地域合同防災訓練(5/31)	・家族会環境整備(5/16) ・上伊那地区障がい者スポーツ大会(5/23) ・地域河川一斉清掃(5/31)
6	・五平餅会(6/6)	・家族会手作りご馳走会(五平餅)
7	・七夕祭(7/7) ・納涼祭(7/25)	・家族会連合会研修会(7/11) ・家族会環境整備(7/18) ・長野県障がい者フライングディスク大会(7/23)
8	・生活習慣病検診(8/4) ・夏期ふれあい期間(8/9～16)	
9	・総合防災訓練 ・敬老会	・駒ヶ根市ふれあい広場(9/6) ・家族会環境整備・家族職員交流懇談会・懇親会(9/26)
10	・第42回りんどう祭(10/10)	
11	・収穫祭	・長野県知的障がい福祉大会(11/13 長野市)
12	・クリスマス会 ・冬期ふれあい期間(12/29～1/5)	・家族会漬菜作業(12/5)
1	・利用者新年会(1/)	・町内どんど焼き
2	・節分	・家族会正副会長会(役員改選について)
3	・ひな祭り	・駒ヶ根市社会福祉大会(3/)
随時	・個別及びグループ外出(旅行) ・スポット的行事(手作りおやつなど) ・レクリエーション (サンスポーツスポーツ教室など)	地域公益的事業「地域住民交流学習支援事業」 ・「介護技術学習会」 ・「食事栄養学習会」 ・「感染症対策学習会」

令和2年度 穂高悠生寮事業計画書

社会福祉法人りんどう信濃会 経営理念

1. わが法人は、『自由』『共生』『博愛』を基本理念とし、利用者一人ひとりに、地域・経済社会への参加と自立した生活をめざしたライフステージを提供し、悠生で安心できる暮らしを追求します。
2. 各事業が提供する福祉サービスは、利用者及びその家族、ならびに地域住民の期待とニーズに合致した適正かつ質の高いサービスを提供し、もって地域福祉の向上に寄与します。
3. 民間社会福祉法人として、健全かつ活力ある経営に努めるとともに、先駆性・独自性を発揮し、社会福祉に貢献します。

社会福祉法人りんどう信濃会 福祉サービス方針

1. 役職員は高い志しや倫理観をもって利用者に相對します。
 - ☆一人ひとりを大切に考え支援を行います
 - ☆法令順守の管理体制を堅持します
 - ☆主体性を尊重して共感に基づく取り組みをします
 - ☆差別撤廃や人権擁護の立場で行動します
 - ☆苦情等の申出には誠意をもって解決を図ります
 - ☆家族等からの安心と信頼を得られるよう努めます
2. 組織が持つ機能を提供します。
 - ☆社会一般の生活と隔たりのない暮らしを提供します
 - ☆安全で快適な施設・環境をつくります
 - ☆サービス利用にあたっては誠意をもって相談支援を行います
 - ☆公益性を図り、利用者、家族、地域等との共生・共栄の社会づくりを目指します

社会福祉法人りんどう信濃会
障害者支援施設 穂高悠生寮

令和2年度穂高悠生寮事業計画（案）

本年度の基本方針と目標

穂高悠生寮は、令和2年度法人基本方針及び第2期中期計画に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

- (1) 利用者の権利擁護に真摯に向き合い、職員個々／職場組織で取り組む。
- (2) 職員は自己の目指す職業人像を描き職務に向かう。
- (3) 各事業の安定運営に努める。
- (4) 施設寮舎内外の設備等の維持管理に努め、老朽対策を怠らない。
- (5) 改正社会福祉法にのっとり、運営協議会の有効運営や地域貢献の取り組みを展開する。

具体的な取り組み

1. 支援サービスの向上

- (1) 利用者本位の福祉サービスの提供
 - 1) 福祉サービス第三者評価の結果を活用したサービスに取り組む。
 - 2) 意思決定支援の理解を進め、実践していく。
- (2) 人権、権利擁護
 - 1) 虐待を発生させない視点での取り組みとして、セルフチェック表の有効活用・アンガーマネジメント等の技術研究など委員会・研修活動を行う。
 - 2) 第三者委員活動の推進（職員聞き取りの機会も継続）。
 - 3) ボランティア／実習生／外部講師との懇談の機会を設け、「外から見た穂高悠生」を知り、活用する。
 - 4) 金銭的虐待防止として、利用者預かり金管理の再構築体制の維持／遵守に努める。
- (3) 健康の維持増進
 - 1) 健康管理
 - ・ 嘱託医、他医療機関との連携に努める。
 - ・ 口腔衛生／身体機能維持増進に注目し、訪問歯科衛生士／理学療法士／アロマセラピストの成果を有効活用する（研修等を含む）。
 - 2) 感染症等の予防
 - ・ スタンダードプリコーション徹底の上、適宜現行の発生時対応について見直しと周知を行う。また、必要な設備投資を継続して行う。
 - ・ 夏場は熱中症対策を重点に取り組む。
 - ・ ノロウイルス等感染症発生時の対応マニュアルの整備を行う。
 - 3) 食生活
 - ・ 調理業者と連携しながら、利用者の嗜好や健康状態に合わせた美味しく安全な食事提供を行う。
 - ・ 嚥下障害の方等の食形態について、研究を通し介護食を活用した食事会及び行事食の提供を行い、食の満足度を高める。

(4) 介護予防、介護支援技術の向上

- 1) 口腔体操を介護予防の観点より継続する。追跡的に調査を行い分析し、情報提供する。
口腔体操の他に取り入れることが出来る分野を研究する。
- 2) 外部講師の支援技術講習を受け、その技術を日常支援に汎用させていく。また講習の意図するもう一つの目的である職場の活性化への取り組みを行う。

(5) 日中活動の充実

- 1) 利用者が選択できるよう多様なニーズに合わせた活動メニューを準備し、職員のスキルアップや人員確保等、継続的に活動が実施できる体制を作ることにより、日中活動を充実させ、利用者（職員ともに）の笑顔が増えることを目指す。

(6) 危機管理体制の充実（リスクマネジメント）

- 1) 身体拘束解除の取り組み
 - ・介護・援助方法の見直し等、不断に行っていく。
 - ・向精神薬頓服の扱いの審議から派生させ、眠剤と日中の過ごし方・下剤と運動やマッサージ等について研究する。
- 2) 喀痰吸引関係
 - ・第2号研修の修了を推進する。
- 3) 防災関係
 - ・BCP（事業継続計画）のライフライン各分野運用計画等、追加研究に取り組む。
 - ・福祉避難所の指定申請に向けて研究、準備する。
- 4) 事故防止
 - ・事故報告書の暫定対策は制度を高めるために追跡評価（検討）を継続する（事故の重大性によって追跡機関に事業調整会議を加える）。
 - ・事故報告書書式について、書き易く且つ有効活用が可能な形式の研究を継続する。
 - ・リスクマネジメントの作業標準書の整備を引き続き行う。誤嚥窒息分野のものは実践と見直し。転倒、誤薬、無届外出、交通事故(送迎時等)について着手し整備していく。
- 5) 防犯
 - ・利用者が脅威にさらされないよう、ハード/ソフト（設備や研修）の整備の拡充を図る。

(7) 苦情解決体制の取り組み

- 1) 利用者及び職員の疑問や不安について、アプローチ方法によって潜在的レベルなものも早い段階から把握できると考える。予防的観点を持ち対応する。
- 2) 第三者委員と意思疎通を図るなどコーディネートの意識を持ち、活動の活性化を図る。

2. 施設運営の方針

(1) 中・長期的な施設運営について

- 1) 第2期中期計画の最終年度として運営する。次年度からの第3期中期計画策定に取り組む。
※「長野県福祉サービス第三者評価」…共同生活事業部について取り組む。

(2) 経営安定化の具体的取り組み

- 1) 各事業（施設入所支援・生活介護・短期入所・共同生活援助・相談支援）、連携を持たせる。稼働率等把握しながら運営する。特に共同生活援助事業についてはプロジェクト会議を継続して検討を行う。

2) 福祉人材育成の観点を持つ。ホームページのリニューアルから実習生やボランティア等への対応、広報活動など多面的継続的に行う。

(3) 運営協議会の開催

1) 施設運営にご意見及び適正／透明性審議をいただくため、利用者・地域代表・関係者を招聘し3月・6月を定期として、適宜開催する。

(4) 業務改善

1) 定期設備点検における「労働安全」の項目にて、「利用者にとって、そして職員にとって」の視点より点検し、職場環境の向上を目指す。

2) 「改善提案（働き方改革案含む）」を募集し、事業調整会議以下取り組む。

※ターミナルケアについて、現行の「ターミナルケア確認書」を見直しつつ、指針(マニュアル・ガイドライン)の整備／職員向けの研修など、取り組む。

3. 施設整備

(1) 施設整備

1) 大きな規模の整備として、以下を中心として行う。

①既存の地下灯油タンクの設置年限が令和4年と迫り、更新の工法や費用を法人を通じて多角的に研究している。収集した工法／費用見積もり等のデータにより、適切な手段／時期を決定して取り組む。

②大型給湯ボイラー／床暖房ボイラーの耐用年数が過ぎ、配管部分の不調／不備も頻回となっている。既存配管には課題が多く残っており、工法／費用見積もり等解決策を早急に詰めて取り組む。

③既存エアコン／暖房設備（本体・ひより・れんげ）の点検作業を行う。

④テレビアンテナの環境がデジタル化及び視聴放送拡大工事の必要があり、実施する。

2) その他、中期計画に加え追加を要するものは重要度、緊急度等を勘案のうえ実施する。

(2) 生活環境の整備

1) 居室環境の整備として壁紙を中心とした工事を計画的に開始する（第1期）。

2) 食堂内、車いす対応洗面台と収納庫を設置する。

3) 暖かい食事の提供のために保温庫を導入する。

4) 冬季加湿器の整備においては共用箇所／利用者居室共にレンタルにて対応する。

※老朽等で突発的更新の高額設備や機器はリース契約等で対応する。

※建物／設備／機器の点検を定期的に行い、不具合や修繕箇所の早期対処に努める。

4. 職員研修・人材育成

(1) 資格要件ほか、人事管理に基づき養成／配置

- 1) 相談支援及びサービス管理責任者の適性配置。
- 2) 介護福祉士等の資格取得を支援する（補助金制度・資格取得助成制度）。
- 3) 喀痰吸引 2 号研修取得を支援する。

(2) 専門知識の習得

- 1) 強度行動障がいや自閉症スペクトラム或いは精神科セミナーなどへの計画的な研修派遣を行う。特に強度行動障がい支援者養成研修の受講を通し、今後の支援体制構築の足固めとしていく（部内では委員会活動や学習会を進める）。
- 2) 認知症利用者に対する支援の向上を図るために研修へ派遣していく。
- 3) 介護技術研修（RX 組）への派遣を行なう。
- 4) 法人研修で導入予定の「e ラーニング」（サポーター・カレッジの Web サイト視聴）の活用で複数専門分野のスキルの習得を図る。

(3) 各種研修形態

- 1) 法人研修…自分の立ち位置や職務を明確にしていく。外部講師型研修で学んだ成果を業務改善と改革意識に繋げていく。
- 2) 施設内研修…必要かつ専門的な研修を行い、支援サービスの向上を図る（専門的については外部講師を招聘していく）。
 - ・年 3 回以上の人権研修を取り入れる（出前講座含む）。
 - ・口腔、嚥下に対する専門知識の習得（ST 外部講師招聘など）。
 - ・福祉に携わる上での心構えを考える機会として「おもてなし研修」を実施。
- 3) 協会ほか各機関主催の外部研修…専門性を高め、現業に活かしていく。
- 4) OJT…新人・中堅職員・リーダー職員の人材育成を図る。具体的なツールを導入し、目標～計画～振り返り等意識を共有し効果的に運用する。

(4) 職員のメンタルヘルス（ストレスマネジメント）に取り組む。

- 1) 「職場におけるメンタルヘルス対策～心の健康づくり計画～」を活用する。
- 2) 働き方改革に沿った取り組みを行なう（リフレッシュ休暇も含め）。
- 3) その他、安全衛生委員会・親睦会ほかを通じて「話し易い」職場を目指す。
- 4) オリンピック／パラリンピックに合わせ、障がい者スポーツに触れる機会を設ける（親睦）。

5. 地域支援・交流 地域貢献 相談支援事業

- (1) 短期入所／日中一時・・・在宅障がい者支援。
- (2) 住民交流・・・牧区、安曇野市内を中心に行事を通して行なう。
- (3) ボランティアや外部団体・・・活動意欲が高まる対応をする。
- (4) 地域貢献
 - 1) 施設周辺道路等の環境整備及び美化を心掛ける。
 - 2) 施設及び職員の専門性を防災訓練や施設研修において提供し、地域の拠点施設として機能していく。
 - 3) 運営協議会、その他を通して地域ニーズを把握していく。
- (5) 自立支援協議会各部会に参加する。地域生活拠点整備事業は圏域においてスタートするため、「緊急時空床確保事業」を中心に計画に沿って参画していく。
- (6) 相談支援事業・・・継続し地域のニーズに添えていく。
- (7) 共生型の介護サービスの検討・・・65歳以上の障害を持つ方の継続的なサービス提供の課題について、指定申請含めた検討を行なう。

6. 利用者家族・家族会との連携

- (1) 日常的/定期的に報告及び意見交換の機会を設ける。
(個人の健康面や情報/施設の動向、通信物等の工夫も含めて)
- (2) 家族会組織運営がスムーズに進むよう連携する。
- (3) 成年後見制度について機会あるごとに理解促進を図っていく。
- (4) 身元引受人の変更の要件等、調整や情報整理が必要な場合は対応する。
- (5) 家族会顧問及び第三者委員を複数名引き続き委嘱する。

※本年度は家族会連合会交流研修会の開催当番施設となる。連合会・法人本部と連携して運営に当たる。

7. 年間行事計画(別紙)

令和2年度 穂高悠生寮 行事計画 (案)

月	行事内容	参加(地域)行事	家族会
4月	開寮記念 /6(月) 道祖神環境整備 /14(火) 道祖神祭り・花見/23(木)		道祖神環境整備 /14(火) 道祖神祭り・花見 /23(木)
5月	端午の節句 /7(木) 魚国合同炊き出し訓練 /21(木)		家族会総会 /17(日)
6月	家族会合同環境整備/7(日) デザートバイキング/11 (木) 運営協議会 /20(土)	牧区ふれあいサロン	家族会合同環境整備・職員交流会 /7(日) 運営協議会 /20(土)
7月	胸部X線 /3(金) 七夕祭 /6(月)	ナイスハートバザール /4(土)-/5(日)	連 合 会 交 流 研 修 会 (穂 高)/11(土) - /12(日)
8月	納涼祭/20(木)	牧区ふれあいサロン	納涼祭 /20(木)
9月	牧区合同防災訓練 賀の祝い /24(木) 利用者一般健診	牧区防災訓練	
10月	悠秋の集い /22(木)	牧誼訪神社礼祭 牧区芸能祭	悠秋の集い /22(木)
11月	インフルエンザ予防接種 焼き芋会 /9(月) 家族会合同環境整備 /29(日)	市文化祭 福祉大会/13(金)	焼き芋会 /9(月) 福祉大会 /13(金) 家族会合同環境整備 /29(日)
12月	忘年会(餅つき)/21(木)		
1月	三九郎 /7(木) 新年会 /21(木)		三九郎 /7(木)
2月	節分 /4(木)	ナイスハートバザール	
3月	ひな祭り /4(木) 運営協議会 /13(土)		運営協議会 /13(土) 家族会総会 /21(日)
適時	グループ旅行(日帰り/泊)・ハピリ・フラダンス教室 アロマセラピー・訪問コンサート等・サンアップルまつもと出張レク教室 訪問理容・理学療法士訪問リハビリ・歯科衛生士歯磨き指導 内科検診 1/月 精神科往診 1/月 訪問歯科 1~2/月 眼科検診 歯科検診 婦人科検診		

令和2年度 上田悠生寮事業計画

本年度の基本方針と目標

上田悠生寮は、令和2年度の法人基本方針に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

1. 入所支援は利用ニーズの低迷から、退所に対して新規利用が適わず定員を50名から40名に変更(R1.9.1)した。経営の安定のために現員の維持と欠員の早期補充を目標とする。
2. 職員の人員配置を2:1から1.7:1に変更して増収を図る。
3. 生活介護は、通所利用1日平均15名以上、入所利用者を含わせて1日平均利用数55名を目標とする。そのために活動内容及び体制等の見直しを行い、通所部を主体とした日中活動の活性化を図り新規利用に繋げる。
4. 上田悠生寮では過去に利用者に対する人権侵害があったことを真摯に受け止め、利用者の尊厳を護るために、職員一人ひとりが社会人としての職業倫理と正しい障がい者観を習得し、信頼回復と再発防止に向けて全力で取り組む。
5. 利用者の危険行為に及ぶ背景の理解とリスクアセスメントを講じて安全対策に取り組む。
6. グループホーム入居者はさらに高齢化が進み不安を抱える方が増えてきた。欠員補充も難しい現状から中長期的課題としてグループホームの統廃合について検討する。

具体的な取り組み

1. 支援サービスの向上

(1) 利用者本位の福祉サービスに努める

- 1) サービス等利用計画に沿った個別支援計画を作成し、一貫したチームアプローチに努める。
- 2) 意思形成支援及び意思表示支援を駆使し(着目心がけ)、生活のあらゆる場面でご本人の意思が最大限に反映された選択ができるように丁寧な支援に努める。(意思決定支援)
- 3) 福祉サービス第三者評価基準による自己評価を行い抽出された諸課題の改善を図る。

(2) 権利擁護および虐待防止

- 1) 法人が定めた「職員行動規範」の趣旨と内容を理解し、特に遵守事項を徹底する。
- 2) 職員は健全な倫理観と正しい障がい者観をもって職務にあたり、不適切支援の根絶を図る。
- 3) 虐待防止委員会では虐待防止に係る具体的組織的活動方針を決定し取り組む。
- 4) 虐待等の権利侵害が発生した場合は法人の規定に則り関係機関への通報等適正に対処する。
- 5) 虐待防止チェックリスト及び不適切支援検証アンケートを通じて自らの行動・支援を振り返る。

(3) 健康の維持増進

1) 健康管理

- ・ 日常的な健康状態の把握と各種検診を通し疾病等の予防と早期発見・早期治療に努める。
- ・ 看護師と支援員との連携を図り、利用者一人ひとりに係る各種情報の共有に努める。

2) 感染症の予防

- ・ 長野県感染症情報等から最新の情報を入手し、その状況に応じた適切な対策を講じる。
- ・ 施設内の衛生管理及び感染症の予防に万全の対策を講じる。

3) 食生活

- ・食生活委員会等を通して調理業者との連携強化を図り、利用者の要望（食の楽しみ）・疾病・障がい・嚥下状況の低下等の個別事情に配慮した食事を提供するなど食生活の充実を目指す。
- ・栄養ケアマネジメントの実践を通し対象者の栄養・健康状態を改善して QOL を高める。

(4) 介護予防、介護支援技術の向上

- 1) 「心身機能」「活動」「参加」の各要素にバランスよく働きかけ生活機能の維持向上を目指す。
(介護状態になることをできるだけ遅らせるための方法・考え方 ICFを意識した)
- 2) P T（理学療法士）を招聘し、運動機能の維持回復・生活習慣病の予防・障害予防等を図る。
- 3) S T（言語聴覚士）を招聘し、嚥下機能維持への適切なアプローチ方法を学ぶ。
- 4) R X 青山組研修を受講し、特に移乗動作では利用者・職員の双方に安全な介護技術を習得する。

(5) 日中活動の充実

- 1) 創作活動やクラブ活動等、日中活動の選択肢を増やし、個々のニーズに沿った活動を提供する。
- 2) 自閉的傾向等の発達障がいがある方への活動支援は、その特性を理解して適切な支援に努める。
- 3) 日中活動にかかわる職員個々の創意工夫を凝らし、利用者が活動にやりがいを感じられ、さらに感性や才能を表出できるよう、研修等を通じて職員の支援能力のレベルアップを図る。

(6) 危機管理体制の充実

1) 身体拘束

- ・身体拘束等対策委員会を定期開催し、身体拘束解除の具体的方法を探り身体拘束ゼロを目指す。
- ・組織全体の倫理的感性や、拘束解除を推進する行動力を高めるために、職員の知識および経験年数等のレベルに応じた研修の機会を設ける。

2) 喀痰吸引等医療行為

安全な医療行為が確実に行われているか、医療的ケア委員会を定期開催し課題解決に努める。

3) 防災（地震雪害風水害対策）

- ・大規模災害を想定した防災訓練を実施し有事に備える。
- ・地震、雪害、風水害等を想定した B C P（事業活動計画）を作成し、有事の際に職員が共通認識のもと対処できるように実効性のある訓練を行う。

4) リスクマネジメント

- ・他害行為がある利用者（可能性も含め）の行動特性を理解し適切な安全対策を講じる。
- ・事故報告及びヒヤリハット報告の検証を行い再発防止に努める。
- ・リスクアセスメントや日常の危険予知の実施により事故を未然に防ぐ。そのために過去の事故事例から学び、気付き等の感性を養うように努める。
- ・交通法規及び安全運転管理規定を順守し安全運転を徹底する。
- ・ストレスチェックの職場評価結果・分析を安全衛生委員会で検討し労働環境の改善を図る。

5) 防犯

- ・不審者の侵入等防犯対策を強化する。（夜間の戸締り巡視の徹底、防犯カメラの有効利用）

(7) 苦情解決体制の整備

- 1) 利用者の苦情・要望は真摯に受け止め、課題を職員全体で共有した上で丁寧に回答を示す。
- 2) 代弁者として「気付き」の感性を養い、利用者の想いを探り課題の解決を図る。
- 3) 第三者委員の定期招聘等、苦情解決のシステムを効果的に活用し、きめ細やかな聴き取りをする。

(8) 利用者自治会の運営

- ・利用者が自らの暮らしの環境に目を向け、苦情や要望等積極的に投げかけられる場としての利用者自治会となるよう、職員は明確な意識を持ち会運営のサポートを担う。

2. 施設運営の方針

(1) 中長期的な施設運営

- 1) 第2期中期計画の最終年度となる。計画に基づき事業の確実な執行に努める。
- 2) 長期的な将来構想を描くために関係者及び地域のニーズ等を探る。
- 3) 新たな利用ニーズに対応するために通所事業の活性化を図る。
- 4) 地域の福祉資源として機能するために、自立支援協議会及び上小圏域施設連絡協議会の各部会等で得られた各種情報等を参考にしてそのあり方を検討する。

(2) 健全な施設運営および質の高い福祉サービスを提供するために、専門機関による第三者評価を受審し取り組むべき課題を明らかにする。

(3) 運営協議会を開催し、地域、利用者、家族の各代表者等のご意見を聴取し事業運営に反映させる。

(4) 経営安定化の具体的取り組み

- 1) 定員変更をした入所 40 名を維持する。対象者は上小圏域エリアを優先するも他エリアを含めて緊急性のある方の積極的な受け入れをする。
- 2) 生活介護は、通所利用 1 日平均 15 名以上、入所利用者を合わせて 1 日平均利用数 55 名を目標とする。高齢化率から利用の減少が危惧される状況であり、新規利用者の確保のため広報誌等を利用し施設の PR を積極的に展開する。
- 3) 短期入所利用希望に対しては可能な限り受け入れ平均利用率 60%を目指す。
- 4) 人員配置 2 : 1 から 1.7 : 1 へ変更し収入増を図る。
- 5) 設備・機械等の不具合、及び事故・苦情等への早期対応、仕事の効率化、節電節水、等々の経費削減の手立てを効果的に進める。

3. 施設整備

(1) 施設整備

- 1) 建物設備等の保守管理、及び老朽化した不具合箇所の計画的修繕に努める。
- 2) 経費節減のために照明機器の完全 LED 化、さらに危惧される大規模災害に対応するために大型発電機等の導入を図る。
- 3) 経年劣化状況を正確に把握し中長期的修繕計画を策定する。
- 4) 将来想定される人手不足に対応可能な方策を探る。介護業務の負担軽減、効率化を目的とした IOT [Internet of Things 離れた場所にあるモノの環境(温度、湿度、気圧、照度、騒音等)、モノの動き(衝撃、振動、傾斜、移動等)、モノの位置(存在場所、通貨検知等)などの情報を収集することで状況把握と的確な対処が可能] の導入を研究する。

(2) 生活環境の整備

- 1) 衛生的で心地よく暮らせるように、特に生活の身近な居室の環境美化に努める。
- 2) 季節に沿った生花や小物等を装飾し、暮らしに「鮮度」と「変化」をもたせる。

4. 職員研修・人材育成

- (1) 質の高いサービスを提供できる良質な人材を育成するために、介護福祉士、社会福祉士等の資格取得について奨励し、自己啓発援助の対象として支援する。
- (2) 対外折衝を含め業務全般を円滑に遂行するために、社会人としての基本的なビジネスマナーを習得する。(電話応対、名刺交換、福祉全般の知識等々の習得)
- (3) 相談支援専門員やサービス管理責任者等の資格取得は人事管理に基づき計画的に進める。
- (4) 権利擁護・虐待防止に係る外部研修への派遣、及び職場内研修を開催し正しい倫理観を学ぶ。
- (5) 自閉症等、発達障がい理解および障がい特性に応じた支援方法を習得し、専門性の向上を図る。
- (6) 職員の心身の健康保持増進のため、メンタルヘルス等に係る研修を実施する。
- (7) 貴重な人材である職員の定着を図るため、一人ひとりが孤独感、疎外感を感じることがないように、職員は互いの人格及び存在を尊重し認め合い健全な人間関係の醸成を図る。
- (8) 特に総合職は部下との適切なコミュニケーションを図ることを使命として、自らを含め職員皆が安心して勤められる職場環境構築に努める。〔(6) (7) 30.3.3 運営協議会提案事項〕

5. 地域支援・交流、相談支援事業

- (1) 共同生活事業部の円滑な運営をする。
 - 1) 世話人会議等で利用者情報を共有して様々な課題の解決を図る。
 - 2) 利用者の心身の状況に応じて障害福祉及び介護保険のサービスを併用して暮らしを支える。
 - 3) 高齢化に対しては心身の状況を考慮しつつ、豊かな暮らしが実感できる生活環境を整える。
- (2) 当施設が地域の貴重な福祉資源であることを自覚し地域社会貢献に努める。
 - 1) 少年補導委託先として対象者個々の状況に応じた受入体制を準備して役割を継続する。
 - 2) 諏訪形地区防犯防災協議会と連携し地域との相互協力を謳った防災協定を新たに策定し、災害時における障がい者や高齢者の避難場所としての体制・機能を整備する。〔運営協議会提案事項〕
- (3) 短期入所、タイムケア、日中一時支援事業等の積極的な受入に努める。
- (4) 上小圏域地域生活支援拠点に関わる緊急ショートステイの要請には速やかに対応する。
- (5) 上小圏域自立支援協議会や上小圏域障害者総合支援センター等、地域の関係機関との連携を図り地域のニーズの把握に努め、柔軟に各サービスを提供する。
- (6) ボランティア等の各協力団体の皆さんとの積極的な交流を図り暮らしに潤いをもたせる。
- (7) 諏訪形地区や地域活動に協力し交流する機会に積極的に参加する。
- (8) 指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業(地域定着)を担当する職員が計画的に相談者に関わる体制を整える。

7. 利用者家族及び家族会との連携

- (1) 家族会事業等が円滑に運営できるように連携を図る。
- (2) 利用者の豊かな施設生活実現のために、家族会のあり方について関係者と協議していく。
- (3) 悠生寮家族会連合会の事業活動等運営に協力をしていく。
- (4) 家族会と職員との懇談会を開催し情報交換と連携を深める。

令和2年度 年間行事予定表 上田悠生寮

月	行 事 内 容			参加行事
	本体 通所	家族会関係	共同生活	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・開寮記念日(4/1) ・お花見 ・中間ふれあい期間(4/〇〇～5/〇〇) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族会役員会(4/〇〇) ・家族会総会(4/〇〇) 	お花見外出	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション ・避難訓練 ・端午の節句 	<ul style="list-style-type: none"> ・通所部家族懇談会(5/〇〇) 		<ul style="list-style-type: none"> ・上小障がい者スポーツ大会(5/〇〇)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・食のイベント ・運営協議会(6/〇〇) ・虐待防止員会(6/〇〇) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族会環境整備(6/〇〇) ・家族会役員会(6/〇〇) 	避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・第31回ほのぼの市(6/～)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・七夕祭(7/7) 		焼肉会	上田わっしょい
8	<ul style="list-style-type: none"> ・納涼祭 ・夏期ふれあい期間(8/〇〇～8/〇〇) 		夏期ふれあい期間	海野町七夕祭
9	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練 ・敬老の日 ・諏訪形地区秋のスマイルボウリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族会環境整備 ・家族会役員会(9/〇〇) 	敬老会食事会	<ul style="list-style-type: none"> ・上小連協レクリエーション大会(9/〇〇) ・うえだ市民ふれあい広場
10	<ul style="list-style-type: none"> ・第33回 りんどう祭(10/〇〇) 	家族会協力	夜間避難訓練	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労感謝祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・通所部家族懇談会 ・家族会野沢菜漬作業(11/〇〇)役員会 		<ul style="list-style-type: none"> ・長野県知的障害福祉大会(/)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス会 ・冬期ふれあい期間(12/〇〇～1/〇〇) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通所年末年始休み 	冬期ふれあい期間	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・新年会 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族会正副会長会 	新年会	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・節分(2/3) ・食のイベント ・夜間避難訓練 		節分	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ひな祭り(3/3) ・運営協議会(3/〇〇) ・虐待防止員会(3/〇〇) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族会手作りおやつ ・役員会(3/〇〇) 		
随時	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ旅行 ・季節に合わせたスポット的行事・行事食 ・レクリエーション(サンスポート佐久) ・誕生会 ・DVD上映会 	<ul style="list-style-type: none"> 外出(カラオケ・温泉・ボーリング・ハイキング・コンサート等) 通所旅行 	<ul style="list-style-type: none"> 誕生日会 グループ旅行 コンサート外出 	

令和 2 年度 喬木悠生寮事業計画

○本年度の基本方針と目標

喬木悠生寮は、令和 2 年度法人基本方針及び中期計画に基づき、本年度の目標を次のとおりとする

安定的且つ持続可能な事業運営

- 1) 感染症や各種災害等危機的な状況にあっても安定的な支援が叶うようサービス内容の効率化やスリム化を図ってゆく。
- 2) 施設は「生活の場」であるという視点に立ち返り、日々の充実感や満足感が感じられる日課や活動の再構築を目指す。
- 3) 共同生活事業については利用者がより自立した生活、社会生活が営めるように支援する。
- 4) 新たな人員の配置により相談支援業務の一層の強化を図ると共に新たに「自立生活援助」の事業化を進める。
- 5) 福祉サービス第三者評価基準の実施と、諸課題の改善に取り組む。
- 6) 施設整備については、消防法に基づき R2 年度 3 月末が期限となる灯油地下タンクの更新を行う（具体的内容は法人と協議しつつ）

○具体的な取組み

1. 支援サービスの向上

(1) 利用者本位の福祉サービスの実践

- ・本人から発信される「意思表示」（表情、身振り、行動など）を色々なコミュニケーションの方法（絵カード、IT 機器など）を使いながら需要・要求を探り、「意思決定支援」へつなげる。

(2) 権利擁護、接遇マナー

- ・「優しい言葉で話しましょう」を権利擁護スローガンに掲げ、その実践を行うと共に虐待防止チェックリストを活用し（年 2 回）、施設の体制整備の点検や支援姿勢の振り返りを行い、人権意識や接遇マナーの向上に努める。3 ヶ月を 1 クールとし権利擁護推進委員を任命して権利擁護スローガンを策定・実施。毎月職員会内で振り返りを行なう。
- ・「気づき」「KY」（危険・予知）の醸成と接遇マナーの向上を図り、利用者の安全と安心、信頼の確保に努める。
- ・利用者の預り金管理については「利用者預り金管理規程」に則り、ダブルチェックを基本とした厳正な取り扱いを行う。

(3) 健康の維持促進

1) 健康管理

- ・利用者の健康チェック、バイタルチェックの徹底を図り、個々に応じた体調把握を行うと共に、各種定期健診などを通じ、疾病の早期発見・治療に努める。
- ・重度多様化する利用者の健康管理のため、看護師を中心に現場支援員との連携を密にし健康管理に努めるとともに、様々な利用者の状況に対応できる体制づくり（医療機関や家族との連携）に努める。

2) 感染症予防

- ・標準予防策を徹底継続し、地域の感染症情報の収集や通所ご家族や他事業所との連携強化、職員（家族含む）の危機管理意識の強化を図り、感染症は「持ち込まない」を徹底する。

3) 食生活

- ・調理委託業者（株）魚国との連携を強化し、「食の楽しみ」や「健康維持」の観点で利用者の利益に供するよう委託業者に求めてゆく。
- ・食事スタイルのユニット化により、安全且つ個々のペースに沿った支援を確立する。
- ・中庭イベントスペースの活用と季節に合わせたお楽しみイベントの実施。

(4) 介護予防、介護支援技術の向上

- ・PT（理学療法士）や ST（言語聴覚士）を招聘し、予防介護・生活リハビリの視点でのリハビリメニューの実施やコミュニケーション・嚥下障害の軽減、改善を目指す。又、現場支援員も支援の知識・技術を磨き、経験を重ね、自らより良いアイデアを生み出していく。
- ・介護技術マイスターが日常的に技術の伝達をすることで支援員個々の介護技術向上を目指す

す。

(5) 日中活動の充実

- ・一人一人の思い、楽しみ、要望を形にする活動を支援し、喜びを感じ生活の質を高める。
- ・本人主体の活動を支援するために、人的配置と専門性を確保するように努める。
- ・個々の楽しみ、希望を叶えられる体制を整備し実現に努める。
- ・利用者のニーズを踏まえた活動と、その内容の充実を図る。
- ・通所室の利用者については引き続き利用者やご家族のニーズに合った活動の提供を進める。
- ・作業から余暇中心の生活移行に伴ない、日常的且つ継続的な楽しみの提供を図る。
- ・個別のニーズに合わせ、相談支援専門員と密に連携し外部事業所の利用を行う。

(6) 危機管理体制の充実

1) 身体拘束

拘束を必要としない支援方法について継続して考え、対象者ゼロを目指す。

2) 喀痰吸引関係

- ・個別の事案毎に「医療的ケア委員会」を設置し、日常的課題や安全確保等の体制を確立する。

3) 防災・防犯関係

- ・地震防災対策強化地域にある施設として地震や火災、その他自然災害に備えた防災体制拡充実させるとともに、寮独自の防災マニュアルに基づく多様な訓練を実施し、実際の有事の際の実効性を高めておくと共に、緊急時に必要な水、電気、食料等の確保対策を強化する。
- ・不審者の侵入等防犯対策を強化する（夜間戸締りの徹底、巡視の強化等。他、防犯カメラなど有効と思われる防犯機器類の導入）

4) リスクマネジメント

- ・危機管理委員会を中心に、想定される様々なリスクに対する日頃の備え（研修・予防活動）及び発生時の措置や再発防止対策等を行う（訓練）

(7) 苦情解決体制の整備・充実

- 1) 第三者委員が行事や利用者自治会へ参加する機会を積極的に設けることにより、利用者との懇談や提言の場を確保する（最低 1 年 2 回）

- 2) 月 2 回の利用者自治会の場で積極的に苦情・要望等を受け、申出者に早急確実な対応を図り、利用者満足度の向上に努める。利用者自治会は利用者同士の意見交換の場と位置付け、その場面への支援を行っていく。

- 3) ホーム苦情解決委員についても定期的に訪問し利用者との相談や提言の場所を確保する。

- 4) 職員一人一人が、日頃の何気ない会話などから利用者の思いをくみ取る「気づき」の醸成に努める。

2. 施設運営の方針

(1) 中・長期的な施設運営について

施設の重点計画及び第 2 期中期計画に則り、各種事業を進める。年度ごとに事業内容の検証や進捗状況の確認を行い、円滑な運営に努める。

(2) 施設経営の安定化

1) 入所支援事業

- ・定員 40 名を維持。欠員に対しては①SS 利用者のサービス移行②喬木共同生活事業部から利用者やご家族の意向、介護度等を勘案し、候補者調整を進める③圏域ニーズの中から候補者調整を進める…以上を積極的に進め、適時の対応を可能にしておく。

2) 生活介護事業

- ・定員 60 名。必要な職員数を常時確保し、人員配置加算 1.7:1 を維持、高齢者のスピード感に合わせたきめ細やかで手厚い支援を実施する。
- ・生活介護事業の枠内でパート職員も含め、効率的且つ効果的な配置をし、より利用者のニーズ、暮らしに合った日中活動の提供を実現する。

3) ショートステイ事業

- ・利用率の高い週末に手厚い配置を行う他、新規短期入所利用者を 2 名確保することを目標とする。

4) 共同生活事業

- ・新賀ハイツは令和 3 年 9 月 30 日をもって契約解除とする現在の入居者については移行先の検討を進める。
- ・利用者の意思を尊重し、より地域での自立した生活が送れるよう「自立生活援助事業」利用の検討を進める。

- 5) 相談支援事業
 - ・年度内に相談支援専門員の専任者を1名増員し専任2名体制を確保し、中立公平な立場からの充実した支援を行う。
 - ・相談支援事業の機能充実の為新規事業等（自立生活援助事業）について情報を収集し事業化への提案を図る。
- 6) 市町村受託事業
 - ・相談支援専門員を通じて地域ニーズの把握に努め、市町村受託事業等（タイムケア・ショートステイ・相談支援事業など）で地域貢献に資する。
- 7) 拠点区分運営協議会
 - ・関係性をさらに強化し、地域や利用者、家族などからの第2期中期計画等の施設運営に対する積極的な意見聴取に努め、運営の安定化に資する。
- (3) 公益的な取り組み
 - 福祉避難所の機能強化と災害時の地域単位のネットワークづくり、県事業「災害福祉派遣チーム」への積極的な協力と共に村内事業所単位での具体的な災害時の協力体制を考える（通所介護「ぼけっと」との車両相互貸借協定）

3. 施設整備

(1) 施設整備

消防法に基づきR2年度3月末が期限となる灯油地下タンクの更新を行う（法人と協議しつつ）

(2) 生活環境の整備

利用者の暮らし方のニーズや介護のし易さを考えた居住空間の創造を図る。

4. 職員の研修・人材育成

- (1) 「権利擁護」「感染症対策」「意思決定支援」「介護技術」を柱に各種研修を実施する。
- (2) 介護福祉士等の資格取得及び業務に必要な資格取得については、年間の研修計画に沿って支援する。
- (3) 交通安全のマナーの順守を徹底するため、送迎職員・世話人を含む全職員対象に運転適性検査や安全運転に関する職場研修を行う。寮用車全てにドライブレコーダーを設置する。
- (4) 自閉症スペクトラムや強度行動障がい等への支援の専門性向上と日常的な支援への活用を図るための取り組み(各種研修参加、臨床心理士を招聘しケース検討会の開催等)を行う。
- (5) 職員のメンタルヘルスやハラスメント対策等の労働衛生、労働安全について積極的に取り組む。
- (6) 研修についてはウェブ講座等を積極的に活用していく。

5. 地域支援・交流

施設機能を活かした地域交流の推進

- (1) 次世代の障がい者福祉に対する理解促進(保育園交流、中学生の体験実習受け入れ等)
- (2) 人材育成及び第三者評価者としての実習生やボランティアの積極的な受け入れ
- (3) 南信州広域連合自立支援協議会への参加と地域生活拠点面的整備について必要な場面での協力
- (4) 可能な範囲での地区行事等への参加
- (5) 福祉避難所の機能強化による地域貢献事業の推進

6. 利用者家族・家族会との連携

- (1) 家族会の円滑な運営を支援するため、役員会及び総会を通じて施設運営、福祉制度情勢及び圏域内のニーズに関する情報交換を積極的に行う。
- (2) 家族会事業計画に基づく年間行事を通じて、家族間交流の促進を図るとともに、当寮の運営に関する協力体制を堅持する。
- (3) 家族の施設や法人運営に対する意向は、拠点区分運営協議会を通して反映されるよう努める。
- (4) 任意団体家族会連合会の運営に協力する。

7. 年間行事予定表

月	行 事 内 容			参 加 行 事 (地域・関係団体等)
	入所・生活介護事業	共同生活事業	家族会事業	
4	お花見・開寮記念日 4/1 (月)	GH 担当者会議 / () (さんとびあ)	家族会・総会: / () 知障協総会⇒延期	伊久間諏訪社祭典
5	端午の節句 伊久間区合同防災訓練 5/ (土)	GH 利用者交流会 / () (豊丘ゆめあ るて)		
6	初夏の味彩 6/ () 第 1 回運営協議会 6/ (土) 肺結核検診 6/ () AM	圏域世話人研修会 / () (さんとび あ)	① 家族会環境整 備 6/ (土) PM 連合会会長会 6/ (金)	
7	セ 夕 夏祭り 7/ (土) 予定		家族会連合会総会 (幹事:穂高) 7/11 (土) ~ /12 (日)	
8	暑気払い 通所家族懇談会 / (土)			サマーチャレンジボランティア 8/ () ~ / ()
	(株)「中村」様との交流会 9/ (土) 長寿の祝い 9/ () 総合防災訓練 9/ () (非常時の食事提供訓練を含む)	世話人研修会 / () (さんとびあ) 喬木村防災訓練		
10	第 30 回りんどう祭 10/ (土) 利用者集団健康診断 サツマイモ掘り交流会	GH 担当者会議 / () (さんとび あ)	②家族会環境整備 10/ () 第 29 回りんどう 祭 10/ (土)	わの里まつり
11	秋の味彩			県知障協福祉大会 () 11/ () 喬木村文化祭
12	クリスマス会	圏域世話人研修会 / () (さんとび あ)		
1	新年会 ほんやり 防災訓練(夜間想定)			
2	節分 春の味彩	GH 担当者会議/ () (さんとび あ)		
3	ひな祭り 防災訓練(夜間想定) 第 2 回運営協議会・虐待防止委員 会			
随 時	【余暇】・グループ旅行・各種レク レーション 【食生活】・おやつバイキング・中 庭茶会・栄養講和 【医療】・嘱託医検診(1回/月)・ PT/ST 指導(各 2 回/年)・インフ ルエンザ予防接種 (月) 【自治会】・定例会和会/棟別和会(1 回/月)	・世話人会議(1 回/月)	・他施設家族会と の交流(懇談会)	

令和2年度(2020) はらむら悠生寮事業計画

本年度の基本方針と目標

はらむら悠生寮は、法人基本方針及び第二期中期計画に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

重点項目

1. 新たな職員体制下、各事業の安定化を図る。
2. 共同生活事業運営の職員体制等効率化を図る。
3. 原村福祉避難所の指定を受け、災害対策等再整備をする。
4. 労働環境を見直しながら施設整備を進める。
5. 第三者評価を受入れ、組織全体の質の向上を目指す。

はらむら悠生寮の宣言

ひとつ 暴力、虐待はしません。許しません。

ひとつ 安全、安心、快適な施設作りをします。

今年大切にしたいこと

職員は互いに『思いやり、助け合い、話し合い』をもって職務にあたります。

具体的な取り組み

1. 支援サービスの向上

(1) 利用者本位の福祉サービスに努める。

- 1) 利用者のお考えやお気持ちを大切にしたい支援を常に心がける。
- 2) 相談支援によるサービス等利用計画と連動した個別支援計画を基に的確、柔軟に介護支援サービスを提供する。
- 3) サービス提供記録等は正確性、整合性を含め適正に管理していく。

(2) 権利擁護及び虐待防止

- 1) 「職員行動規範」を身近に置き、役職員は職務姿勢を常に振り返る。
- 2) 権利侵害を防ぐため、職員同士が互いに注意・抑止し合える職場風土をつくる。
- 3) 虐待を含めた権利侵害が発生した場合は法人の規定に則り、関係機関への通報等を含め適正に対処する。
- 4) 虐待防止委員会を年2回開催し、広角的視野と透明性を機能させていく。
- 5) 3カ月ごと虐待防止推進委員を指名し、防止及び改善活動を継続する。

(3) 健康の維持と予防介護

- 1) 健康管理
 - ・ 日常の健康観察を通して疾病等の早期発見に努め、緊急対応・医療行為等に的確に対処する。

- ・通所・短期入所利用者等の健康情報をご家族と共有し健康管理を行う。
 - ・自治会・利用者朝会などの機会を通じて、食事・運動・睡眠・衛生等、大切なことを利用者伝えていく。
- 2) 感染症等の予防
- ・個人衛生（手洗い・手指消毒・うがい）や健康管理、及び施設環境の衛生管理などの対策を日常的、定期的に行い感染症を予防する。
 - ・圏域情報、家庭情報を速やかに、的確に把握し利用調整及び罹患者の隔離看病を厳格に行う。
- 3) 食生活
- ・調理業者との連携により、疾病、加齢、障がい等に合わせた食事の個別対応力を高める。
 - ・豊かで、楽しみの持てる食生活を大切に、食事を召し上がっていただく。
- (4) 介護予防、介護支援技術の向上
- 1) 要介護者の日内変動を的確に見極め、効果的に支援する。
 - 2) チームプレーを常として事故や誤用を未然に防ぎ、要介護者の快適性や安全性を高める。
 - 3) 男女2名のトレーナーを中心に利用者・職員の双方に安全な介護技術等の向上を図る。
- (5) 日中活動の充実（活動の支援）
- 1) 暮らしに楽しみや張り合いを感じられる日課を提供する。
 - 2) 働くこと、身体を動かすことに喜びや生きがいを感じられる種目を工夫すると共に新たな活動種目を定着させる。
 - 3) 日中は居室から出て過ごせるように日中施設環境を整える。
 - 4) 自閉症、発達障がい等のある利用者には、個別性に対応し得る職員の技能向上を進める。
- (6) 危機管理体制
- 1) 身体拘束
 - ・身体拘束等防止委員会を開催し、その必要性と解除についての的確に判断していく。
 - ・介護、援助方法を日常的に見直し、拘束抑制の軽減と防止に努める。
 - 2) 喀痰吸引関係(医療等行為)
 - ・医療的ケア安全委員会を設けて規定に基づき行う。
 - ・法人並びに養成機関を通して、特定行為従事者を養成していく。
 - 3) 防災（地震、雪害、風水害対応含む）
 - ・大規模災害を想定した実践的な訓練を行い、机上においても想定訓練を重ねていく。
 - ・事業継続計画は実災害を検証しつつ順次見直しをしていく。
 - ・柏木区、施設双方の訓練交流を通して応援関係を確認する。
 - 4) リスクマネジメント
 - ・事故報告による暫定対策の精度を高めるために経過報告を確実にを行う。
 - ・事故の予知、予見力を高めるために再発ケースの検証を日常化する。
 - ・感染症対策、交通安全対策、苦情対策、労働安全対策を講じていく。

(7) 苦情解決の取組

- 1) 受付けた苦情や相談は、職員会等で報告・検証を行い、職員全体で共有した上での確かな回答を示していく。
- 2) 回答後の結果について日常的に経過を確認し、申出者の満足度を高める支援につなげる。
- 3) 第三者委員による相談受付の対象者は偏る事無く、広く相談機会を提供出来るように支援する。

(8) 第三者評価

適正な評価機関を定め、評価を導入する。

2. 施設運営の方針

(1) 中・長期的な施設運営について

- 1) 第2期中期計画の達成度合いを見計らいながら、第3期中期計画策定に向けて準備を始める。
- 2) 圏域の関係機関を通じて、利用者情報を的確に把握した上で、各事業ともに中・長期的な計画に反映させる。
- 3) 安定した雇用を重ね、事業展開に十分な職員を確保していく。

(2) 経営安定化の具体的取り組み

- 1) 各事業の稼働率等により事業の継続性及び職員体制の適正を見極めていく。
- 2) 建物、設備等の維持管理を的確に行い、効果的かつ計画的に資金を運用していく。

(3) 運営協議会の開催

施設運営の適正と透明性を見計らっていただくために、3月・6月を定期的に適宜開催する。

3. 施設整備

(1) 施設整備

- 1) 居室冷房設備の計画的整備。 10 部屋 1,100 千 (既存 16/32 部屋)
- 2) 非常用発電機 (LPG)。 12,000 千 (経済産業省補助事業 1/2)
- 3) トイレの計画的改修。 北女性・北男性・作業室前 14,000 千
- 4) 本館壁紙の張替。 1,500 千 第三期(南棟)
- 5) 排煙オペレーターの計画的修繕。 10 か所/28 720 千
- 6) 受電環境を見直し、適正な受電量を整える。
- 7) 施設及びグループホームの点検を月1回行い、不具合や修繕箇所の早期発見に努め対処する。

(2) 生活環境の整備

- 1) 破損箇所及び危険箇所は速やかに修繕し、美観・緩衝を整える。
- 2) 心身機能の変化に遅れることなく、住環境・機器などを整える。

4. 職員研修・人材育成

- (1) 職場内研修を計画的、且つ鮮度感を持って毎月行う。
- (2) 介護福祉士等特定の資格取得及び研修は負担軽減含め積極的に手当とする。
- (3) R X組研修を通して介護技術の向上と業務改善を進めていく。
- (4) 職員の定着率を高めるために、新人等に対する教育訓練は個別に丁寧に行う。

5. 地域支援・地域交流

- (1) タイムケア等受諾事業は、在宅障がい児・者の要望に応じ対応可能な範囲で受け入れる。
- (2) 原村、近隣市町村を中心に相互行事を通して住民交流をする。
- (3) グループホーム利用者は所在地域の公役を果たすと共に積極的に地域生活を営む。
- (4) ボランティアとの相互理解を含め、発展的な関係を続けていく。

(5) 地域貢献活動

- 1) サービス利用適用外(給付外・受給量超)の方々に特に昼間のサービスを補完的に提供する。
- 2) 在宅障がい者の私的相談にも応じ、適切なサービス利用につながるように支援する。
- 3) 災害時に地域被災者向けに人的、物的支援を可能な限り行う。
- 4) 原村福祉避難所の指定協定に基づき、内部機能の確認と定着を図る。

6. 業務改善

- (1) 労働安全を第一に職場環境の見直しを月一回行う。
- (2) 個の業務に偏ることが無いように、効果的に組織力を高める。

7. 利用者家族及び家族会との連携

- (1) 合同事業の夏祭りを発展的に定着させていく。
- (2) 施設訪問機会が増えるように、会議・通信物等を通してお伝えする。
- (3) 施設運営に不信、不安が無いように連絡や報告事は分かり易く、丁寧に行う。
- (4) 運営協議会や第三者委員を通して一体的に家族会が関われる仕組みを作っていく。

8. 年間行事計画 別紙

令和2年度(2020)年間行事予定表

はらむら悠生寮

月	施設	グループホーム	家族会
4	お花見・歓迎会 虐待防止委員会 /25(土)	お花見	家族会総会・職員歓送迎会 /25(土)
5	端午の節句(菖蒲湯)/5(火) 一般健診 /7(木) 避難訓練 諏訪地区障がい者スポーツ大会	諏訪地区障がい者スポーツ大会 避難訓練	
6	ふれあいスポーツデイ 眼科検診 運営協議会 /27(土)	原村一般検診	環境整備・第1回役員会 /20(土) 後援会定期代議員会 連合会長会
7	七夕 /7(火) 障害者FD大会	障害者FD大会	連合会交流・研修会 /11(土) 当番施設 穂高悠生寮 ほりて〜ゆ他
8	夏祭り /5(水)	夏祭り /5(水)	夏祭り /5(水)
9	自治会敬老会 諏訪地区レクリエーション大会 県障がい者スポーツ大会 原村敬老会	諏訪地区レクリエーション大会 県障がい者スポーツ大会 原村敬老会	環境整備・第2回役員会 /26(土)
10	第27回りんどう祭/4(日) 避難訓練	第27回りんどう祭 /4(日) 避難訓練	第27回りんどう祭の協力 /4(日) 野菜販売・豚汁他
11	収穫祭 原村文化祭 インフルエンザ予防接種 環境整備・漬物/28(土)変更有 虐待防止委員会 /28(土)	インフルエンザ予防接種 原村文化祭	環境整備・漬物 /28(土)変更有 虐待防止委員会 /28(土)
12	クリスマス・忘年会 /24(木)	クリスマス会/24(木)	
1	新年会 どんど焼き/15(金)	新年会 どんど焼き /15(金)	どんど焼き/15(金)
2	節分 /3(水) 子宮がん検診		知障協南信支部施設長保護者会長会 三役会 /26(金)
3	雛祭/3(水) 日中活動ご苦様会 避難訓練 運営協議会	避難訓練	手作りご馳走会(ぼた餅他) /13(土) 第3回役員会 /13(土) 運営協議会
随時	グループ旅行 歓送迎会・各種同好会・土曜教室 ひだまり喫茶・各種レクリエーション(鑑賞他)	グループ旅行 歓送迎会・各種同好会・土曜教室・ひだまり喫茶 各種レクリエーション(鑑賞他)、各ホーム親睦会	農場管理(耕作・定植・除草) 職員と懇談会 福祉大会

本年度の基本方針と目標

須坂悠生寮は、令和2年度の法人基本方針に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

- 1、施設入所事業について、定員の維持が難しくなりつつある現況（医療機関への移行、死亡退所等の変動）にある。欠員補充について圏域の動向を見極めながら、事業運営面の課題として定員枠の変更等について関係機関（法人あり方検討委等）と共有して検討していく。
- 2、生活介護事業について入所事業の動向を含めて、利用率の推移から新規利用者の開拓に引き続き努めながら、人員配置加算は「2：1」へ速やかに変更を行い施設経営の安定化に取り組む。
- 3、共同生活事業について、重度高齢化の利用者の実態を鑑み、施設入所や介護保険等両面のサービスの調整を関係行政と図り、必要な移行先を検討する。併せて今後のグループホーム運営における方向性について模索していく。
- 4、利用者の毎日の健康と暮らしについて取り組みを強化する。誤嚥性肺炎等の予防について医務/栄養、支援での連携と日常場面での様々なケアを重点的に実行する。
- 5、全職員で権利擁護に取り組む。日常を振り返り普段の何気ない支援から虐待の芽を取り除く。利用者への人権侵害を許さないよう一人ひとりが果たす役割と各規定を遵守する。
- 6、災害への備えと福祉避難所の役割について昨年の台風災害の経験から整備する課題等を市町村と連携して地域支援に取り組む。

具体的な取り組み

1. 支援サービスの向上

(1) 利用者本位の福祉サービスに努める

- 1) 一人ひとりの想いを大切に、意思決定を尊重した支援を心掛けます。
- 2) 「和顔愛語」のスローガンを継続して、穏やか丁寧な対応を常に心掛けます。
- 3) 個々の支援方針を共有し満足度が得られる支援を心掛けます。

(2) 人権、権利擁護

- 1) 虐待防止委員会を開催し虐待防止に組織的に取り組む。虐待を含めた権利侵害が発生した場合は法人の規定に則り、関係機関への通報等を含め迅速に対処する。
- 2) 権利侵害防止のため、行動規範を活用し職員同士がお互いに指摘しあえる職場環境をつくる。自己チェックリストやアンケートを通じ各職員の支援姿勢の振り返りも定期的に行う。
- 3) 障がい特性や認知症などについて、研修等を通じ知識や技術の習得を進め、不適切な対応の根絶を目指すと共に、より良い支援サービスの提供に取り組む。
- 4) 自治会とタイアップして権利擁護・虐待防止の学習会を実施し、利用者、職員共に意識を高める。

(3) 心身の健康

1) 健康管理

- ・ 日常業務の中で職員が医学的知識を理解することで、体調の変化に気づく視点を養う。
- ・ 誤嚥性肺炎等に対して健康管理面での予防対策に向けて、多面的な取り組みを重要課題として実行する。歯科衛生士との連携を図り、口腔衛生や誤嚥予防の口腔ケア体操(リハビリ)に日常的に取り組む。

2) 感染症予防

- ・ 県、圏域等の感染症情報を共有して、日常有効な危機管理の啓発、対策を推進する。
- ・ 関係者(家族、他事業所等)との連携を相互に行い、施設内外の標準予防対策を実行する。

- 3) 食生活
 - ・調理業者と連携を強化し、個々のニーズに対応した食事提供に努める。
 - ・食の楽しみとして季節毎の行事食や、利用者の希望を叶えるバイキングや希望メニュー等を実施する。
- (4) 介護予防・介護支援技術の向上
 - 1) 利用者の実態を把握し、支援サービス会議など有効に活用しながら、チーム支援を心掛ける。
 - 2) 身体状況に応じた介助方法と利用者・職員双方に安全な介護技術の習得を目指す。
 - 3) ハビリヤリハビリ、日々の生活を通して、身体機能の保持に努める。
 - 4) 医療的ケア・ターミナルケアを含め利用者の状況をご家族に報告し、情報の共有をすることで共に安心した介護支援を提供する。
- (5) 日中活動の充実
 - 1) 楽しみや喜び（生きがい）を基本に、幅広い活動を提供する。
 - 2) 地域利用者の受け入れを促進するため、魅力ある活動提供を目指す。
 - 3) 広く生活全般に渡る支援ニーズに柔軟に応える。
- (6) 危機管理体制の充実
 - 1) 身体拘束
 - ・身体拘束の解除を促進するため、日常の支援方法を見直す。定期的に拘束記録の検証を行う。
 - 2) 防災・防犯
 - ・様々な災害を想定し実効性のある訓練を行い有事に備える。
 - ・安全な暮らしを守るため、設備整備と防犯意識の向上に努める。
 - ・昨年の福祉避難所開設の経験から、備品充足と必要な支援について行政機関と連携していく。
 - 3) リスクマネジメント
 - ・速やかな検証と対策の効果測定を定期的に行い安全な暮らしの提供に努める。
 - ・ご家族や関係機関への速やかな情報提供と情報共有に努める。
 - ・危機管理室を中心に労働安全、感染症予防、交通事故防止の対策を講じる。
- (7) 苦情解決体制の整備
 - 1) 苦情・要望等の解決に向けた手順を再確認すると共に、全職員が情報を共有し誠意をもって応えるよう努める。
 - 2) 第三者委員の定期的な招聘を持続して利用者の要望、施設への提言の確認共有に努める。
 - 3) 各人が、「気付き」と利用者の想いを代弁して改善に繋げるよう利用者満足度向上に努める。
- (8) 自治会活動
 - 1) 定例会での苦情や要望が暮らしやすさと行事等の楽しみに繋がるように傾聴し実行に努める。

2. 施設運営の方針

- (1) 中・長期的な施設運営について
 - 1) 今後の住環境の見直しとユニット的な空間活用などプロジェクトを組織して検討していく。
 - 2) 現事業の方向性について実効性ある検討を行う。人員配置体制、定員枠について検証する。
 - 3) 運営協議会において、事業計画予算や主体事業への意見を拝聴して、施設運営に反映させる。
- (2) 経営安定化の具体的取り組み
 - 1) 各事業、法令を遵守し適正な支援サービスを提供する。
 - 2) 現事業の入所 50 名、生活介護 55 名について、定員変更と事業運営の関連性には圏域ニーズと動向を注視しつつ、法人のあり方検討委員会の動向と連携しながら検討する。
 - ・事業運営の安定化のため、人員配置を現行の 2.5 : 1 から「2 : 1」の配置加算へ変更する。

- ・必要な職員数の増員を目標にして「1.7 : 1」への変更の実現に向けて準備していく。
 - ・短期入所利用者の新規開拓に努める。
- 3) 職員の安定的雇用体制と働きやすい職場環境の構築を目指す。
- ・メンタルヘルスの環境を整えて、ハラスメントへの対策に取り組む。
 - ・働きやすい職場へ日常業務や休憩方法等の見直しを進める。有給休暇取得を継続推奨する。
 - ・利用者と同じ目線で接し目的達成について職員相互に力を合わせる組織作りを目指す。

3. 施設整備

- (1) 初期施設設備の老朽化に伴う修繕・整備、入替えを実行する。利用者居室LED交換により全館LED化を完了させる。トイレ洗面所、浴室他水回りの暮らしの快適性、利便性を向上させる。
- (2) 日常の保守点検を実施し、全職員が異常の早期発見と早期対応に努め経費削減に繋げる。
- (3) 夏場の安全対策、快適な居住環境整備に向け、利用者居室へのエアコン配備を完了させる。

4. 職員研修・人材育成

- (1) 定期的な啓発を通し礼節・虐待防止・意思決定支援等への関心を高め社会人及び障がい福祉に携わる専門職としてモラルある人材の育成に努める。
- (2) OJTを組織的、重層的に推進できる基盤作りに取り組み、組織力・支援力の向上及び職員同士の信頼関係の構築を図る。
- (3) 法人現任研修や外部研修など専門的な知識や技能習得・資格取得研修等に向けて、計画的に取り入れ平準化させていく。また、伝達研修を通じ現業へのフィードバックを図る。
- (4) 職場内研修については引き続き効果度測定を行い、研修内容の精度を高めていく。

5. 地域支援の取り組み

- (1) 共同生活事業部
 - 1) 利用者の暮らしの実態に合わせ必要な利用者の移行先を検討していく。
 - 2) 預り金等管理規定を遵守し、金銭の安全管理に引き続き万全を期す。
 - 3) 安全で快適な暮らしを適えるため住環境の整備を随時おこなう。
- (2) 短期入所事業では、本人、家族の意向を尊重し安心安全に利用いただけるよう努める。
- (3) 地域との連携・協働では、自立支援協議会、障害者圏域総合支援センター、関係機関との連携に努める。
- (4) 指定特定相談支援業務では、意思決定の尊重、現場職員との協働、各機関との連携を心掛ける。
- (5) 地域拠点整備事業では、地域の社会資源として関係機関との連携、情報交換を図る。
- (6) 昨年の台風災害時の福祉避難所開設の課題等を市町村と連携して引き続き地域支援に取り組む。
- (7) 地域交流
 - 1) 個人・団体ボランティアの新規開拓と定着を図り日課に組み込む。
 - 2) 米子地区の一員として、住民と交流を図るとともに地域活動に積極的に参加・協力する。

6. 利用者家族及び家族会との連携

- (1) 家族会事業が円滑に活動できるよう連携を図る。
- (2) 役員会や総会などの機会を通じ福祉情勢や施設運営について情報の発信に努める。
- (3) 懇談会や行事、日々の家族への連絡を通して相互の理解を深める。

7. 年間行事計画 (別紙)

令和2年度 年間行事予定表 須坂 悠生寮

月	寮	家族会	共同生活	参加行事
4	お花見/ 家族交流開始日/	家族会総会 /25 (土) ※予定	お花見	
5		県知障協総会		米子不動尊縁日 /1 (金) 県知障協総会
6	北信レクリエーション (当番) バイキング食 / ()	家族会環境整備・役員会 虐待防止委員会・運営協議 会 / (土)		
7	七夕 /7 (火) 生活習慣病検診 / ()	家族会連合会総会 /11(土)	花火見学	米子神社祭礼 / ()
8	開寮記念日/1 (土) 夏季家族交流開始日 / ()			
9	長寿を祝う会/ () りんどう祭/26 (土) 予定 合同防災訓練 (米子地区) / (土)	家族会環境整備・役員会/ (土)		
10	グループ旅行等 そば打ち会 / ()			須坂市ふれあい広場 / (土)
11	インフルエンザ予防接種	家族会漬物作り/ (土) 家族交流お楽しみ会	インフルエンザ 予防接種	県知障協福祉大会/ ()
12	クリスマス・忘年会 / () 冬季家族交流開始日/ ()		忘年会	
1	新年会、どんど焼き/ ()		新年会	
2	節分 / () バイキング食 /13 (木)		節分	
3	ひなまつり / ()	家族役員会・職員との懇 親会 / (土) 虐待防止委員会・運営協議 会 / (土)		県知障協総会 / ()
備考	グループ旅行・グループレク サンアップル移動教室 余暇の日 (随時) 音楽・芸術鑑賞 (随時) 内科検診 (毎月1回) 歯科検診 (6、12月) PT 指導 (6、10、2月) 避難訓練 (年3回)	運営協議会 家族会連合会活動 法人及び後援会への協力 県知障協活動参加	避難訓練 (年 2回) 旅行 地区行事	各悠生寮の行事 須坂市 (市・社協) 行事 米子地区各種行事 サンアップル行事 北信レクリエーション